

5. 9. 4
1625

勞務第九五八號

昭和五年九月一日

並視總監丸山鶴吉

ハニニシ九、三五

内務大臣安達謙藏殿
 社會局長吉田共殿
 各廳府縣長官殿

(此處京都大
 兵庫愛知)

品川ガラス製造所勞働爭議發生ノ件 (第一報)

昭和五年八月二十一日有下品川所大宇南品川所五ヶ丘地品川ガラス製造所ノ爭議發生ス

此間東岩働組今ノ應援ヲホメウ、アルヲ以テ相當紛糾スルニ至レモト認ムラン、リ現在特異ノ

状況ナシ

洲トヤリ所轄砂所警署署ニテ極力捜査シタルニ發見ニ至ラス勞
 働者ハ三十日契約ニ基キ器物ヲ賣却シテ約百圓ヲ得、コレヲ配分
 シ各自就職口ヲホメ、アリシヨ其ノ後何等行動ナク爭議ハ自
 然解決シタルモノト認メラル
 右及申(通)報終也